



# 金 沢 市 公 報

号外第12号

令和5年(2023年)5月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市宅地造成等規制法施行細則等の一部を 改正する規則	(道路建設課) 1

●告 示	
○金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の 一部改正について	(道路建設課) 3

## 規 則

金沢市宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

金 沢 市 長 村 山 卓

### ●金沢市規則第35号

金沢市宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市宅地造成等規制法施行細則(昭和58年規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第1条の2中「第6条第1項(法第18条第2項)」を「第7条第1項(法第24条第2項)」に、「第2項の」を「第2項に規定する」に改める。

第2条中「造成主(法第2条第5号に規定する造成主)」を「工事主(法第2条第7号に規定する工事主)」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「第4条第1項の許可申請書」を「第7条第1項の申請書」に、「同項の表に掲げる図面」を「同項各号に掲げる書類」に改め、同条第1号中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第2号中「造成主」を「工事主」に、「宅地造成工事に関する土地の使用承諾書」を「宅地造成等工事に関する土地の使用承諾書」に改める。

第3条中「造成主」を「工事主」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に改める。

第4条を削る。

第5条中「造成主」を「工事主」に改め、同条を第4条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(軽微な変更の届出等)」を付し、同条第1項を削り、同条第2項中「第12条第2項」を「第16条第2項」に、「宅地造成工事変更届(様式第5号)」を「宅地造成等工事変更届(様式第3号)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「造成主」を「工事主」に、「第12条第1項ただし書」を「第16条第1項ただし書」に、「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条中「造成主」を「工事主」に、「宅地造成工事廃止届(様式第7号)」を「宅地造成等工事廃止届(様式第5号)」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「第11条」を「第15条第1項」に、「様式第8号」を「様式第6号」に、「第4条第1項の表に掲げる図面」を「第7条第1項各号に掲げる書類」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「第11条」を「第15条第1項又は第2項」に、「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「造成主」

を「工事主」に改め、同条を第8条とする。

様式第1号(表)中「宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項」に改め、同様式(裏)中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項」を「第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項」に、「第18条第1項」を「第24条第1項」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改める。

様式第1号の2中「宅地造成工事に関する土地の使用承諾書」を「宅地造成等工事に関する土地の使用承諾書」に改める。

様式第2号中「造成主」を「工事主」に、「金沢市宅地造成等規制法施行細則」を「金沢市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

様式第3号及び様式第4号を削る。

様式第5号中「第6条」を「第5条」に、「宅地造成工事変更届」を「宅地造成等工事変更届」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地造成等規制法第12条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「第6条関係」を「第5条関係」に、「造成主」を「工事主」に、「金沢市宅地造成等規制法施行細則第6条第3項」を「金沢市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条第2項」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「宅地造成工事廃止届」を「宅地造成等工事廃止届」に、「造成主」を「工事主」に、「金沢市宅地造成等規制法施行細則第8条」を「金沢市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「第9条」を「第7条」に、「宅地造成等規制法第11条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項」に、「造成主」を「工事主」に、「工事施工者」を「工事施行者」に、「内のり寸法」を「内<sup>のり</sup>法寸法」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「第9条」を「第7条」に、「造成主」を「工事主」に、「内のり寸法」を「内<sup>のり</sup>法寸法」に改め、同様式を様式第7号とする。

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1甲表道路建設課の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成の」を「宅地造成等の」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第3条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和58年規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号その2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2第11項の表道路建設課の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第5条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第14条の表中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成の」を「宅地造成等の」に改める。

(金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(令和4年規則第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。

第8条第3号中「宅地造成等規制法第9条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。)附則第2条第1項に規定する経過措置期間(以下「経過措置期間」という。)における同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下「旧宅地造成工事規制区域」という。)の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に対する第1条の規定による改正後の金沢市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(次項において「新規則」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について一部改正法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)第8条第1項本文(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制に対する新規則の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

(金沢市財務規則等の一部改正に伴う経過措置)

第3条 経過措置期間における旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に対する第2条の規定による改正後の金沢市財務規則、第4条の規定による改正後の金沢市事務決裁規則及び第5条の規定による改正後の金沢市補助組織及び分掌事務規則の規定(次項においてこれらを「改正後規定」という。)の適用については、なお従前の例による。

2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制に対する改正後規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

(金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 経過措置期間における金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和4年条例第38号。以下「再生可能エネルギー発電設備条例」という。)第9条に規定する禁止区域又は再生可能エネルギー発電設備条例第10条第1項に規定する抑制区域(以下「禁止区域等」という。)の区域内における再生可能エネルギー発電事業に対する第6条の規定による改正後の金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「新再生可能エネルギー発電設備規則」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。

2 禁止区域等の区域内において行われる再生可能エネルギー発電事業について、経過措置期間の経過前に再生可能エネルギー発電設備条例第10条第2項(再生可能エネルギー発電設備条例第25条第3項において準用する場合を含む。)に規定する設置許可(再生可能エネルギー発電設備条例附則第2条第2項の規定により設置許可があったものとみなされるものを含む。)を受けた者及び当該再生可能エネルギー発電事業に係る宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可(経過措置期間の経過前にされた都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該設置許可及び当該旧法第8条第1項本文の許可に係る再生可能エネルギー発電事業に対する新再生可能エネルギー発電設備規則の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

## 告 示

### ●金沢市告示第184号

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱(平成3年告示第62号)の一部を次のように改正する。

令和5年5月25日

金沢市長 村 山 卓

第2条第1号中「こう配」を「勾配」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第2号中「こう配」を「勾配」に改める。

附 則

この告示は、令和5年5月26日から施行する。

令和5年(2023年)5月25日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄